

大妻女子大学大学院奨学金規程

平成31年3月7日 制定

(目的)

第1条 この規程は、大妻女子大学大学院奨学金（以下「奨学金」という。）の運用について定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 奨学金の貸与を受けることができる者（以下「奨学生」という。）は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 大妻女子大学大学院に在学する者、又は大妻女子大学大学院修了者で大学院研究生として在籍する者
- (2) 成績優秀である者
- (3) 日本学生支援機構奨学金の貸与を申請したが受けられていない者
- (4) 外国人留学生でない者
- (5) 返済を確実に保証できる、連帯保証人を選任できる者

(奨学生の決定)

第3条 奨学生は、研究科長の推薦した者について、学長が決定する。

(貸与額、貸与期間、貸与方法)

第4条 貸与額は、次のようにし、いずれも利息はかからないものとする。

- (1) 修士課程：月 55,000 円
- (2) 博士後期課程及び大学院研究生：月 65,000 円

2 貸与期間は、奨学金申込年度の4月から当該課程の最短修業年限内とする。

3 奨学金は、学校法人大妻学院（以下「学院」という。）が財務センター財務グループを通じて、奨学生に毎月貸与する。ただし、初回については、4月にさかのぼって数ヶ月分を合わせて貸与する。

(停止・取消)

第5条 奨学生として不適格であると認められる理由が生じた場合、学院は、奨学金の貸与を停止する、又はさかのぼって取り消すことができる。なお、休学期間中は、奨学金の貸与を停止する。

(保証書)

第6条 奨学生は、奨学金の貸与が開始される前に、所定の保証書等を学院に提出するものとする。

- 2 奨学生は、保証書において、連帯保証人2名をたてることを要する。
- 3 前項の連帯保証人1名には父母（父母がいない場合は、返済を確実に保証できる4親等以内の親族）を、もう一方には父母以外で前出の連帯保証人と生計を別にする返済を確実に保証できる4親等以内の親族をあてるものとする。ただし、いずれも、未成年者ならびに学生は除く。
- 4 保証書には、各連帯保証人の印鑑登録証明書と住民票（いずれも原本）及び収入に関する証明書類（コピー可）を添えるものとする。

(報告)

第7条 奨学生は、毎年度末において当該年度の研究状況を文書により、研究科長を経て、学長に報告しなければならない。

(奨学金借用証書)

第8条 奨学生は、貸与終了時に奨学金債務を証するため、「奨学金借用証書」(以下「証書」という。)を学院に提出するものとする。

2 奨学生は、証書において、保証書に記載した連帯保証人を記載し、第6条第4項の最新の必要書類を添えることを要する。ただし、保証書に記載の連帯保証人の死亡等により変更が必要な場合は、第6条第2項から第4項に準じて新たに連帯保証人をたて、また最新の必要書類を添えることを要する。

3 証書には、奨学金として借用した総額(以下「借用金額」という。)、返済期間、返済回数等の事項を記載の上、学院に提出するものとする。

4 返済期間は、修士課程、博士後期課程又は大学院研究生としての在籍期間を修了もしくは退学後8年以内とする。ただし、留年の期間がある場合は、返済期間から留年期間を差し引いた残期間とする。

5 返済は、年賦又は半年賦により行うものとし、返済の始期は当該課程・期間の最短修業年限を経過した月又は退学した月の翌月から起算し6ヶ月を経過した後、最初に到来する6月末日又は12月末日とする(末日が休祝日に当たる場合はその前日とする。)

6 毎回の返済額は、借用金額を第3項の返済回数で除した金額とする。ただし、算出した金額に100円未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、この切り捨てた金額の合計金額を初回返済額に加算する。

7 貸与終了後も引き続き進学や留年等で本学に在学する場合も、奨学生は証書を提出するものとする。ただし、本項本文の理由で返済ができない場合、奨学生は学院に返済期限の猶予を申し出ることができる。

(返済の方法)

第9条 毎回の返済は、学院が指定する銀行口座に約束の返済期日までに所定の返済額を都度振り込む方法で行うものとする。この場合の振込手数料は、奨学生負担とする。

(返済の延滞)

第10条 約束の返済期日を過ぎても振り込みがない場合、学院は奨学生に督促状を送付する。

2 約束の返済期日を6ヶ月過ぎても振り込みのない場合は、6ヶ月を過ぎるごとに滞納した額の3パーセントの延滞金を付す。この場合、なんらかの事由により督促状が到達しなかったときもこれを猶予しない。

3 奨学生が1年以上に亘り約定の返済を一度もしない場合、学院の通知、催告等を待たずに返済に関する期限の利益を喪失し、債務残額のすべてを直ちに返済することを要する。

4 債権の回収について学院が法的手続きを行った場合、これに要した費用はすべて奨学生の負担とする。

(連絡先等の届出)

第11条 奨学生は、貸与終了時に住所原票により、奨学生、各連帯保証人の連絡先等について学院に届け出るものとする。

2 前項の定めによる届出事項に変更を生じた場合、次の各号の事由があった場合、奨学生

は学院に届出を要する。

- (1) 住所の変更や町名地番等の変更
 - (2) 婚姻等による姓の変更等氏名の変更
 - (3) 勤務先の変更(前項の届出時に就職先が決まっていなかったが就職した場合を含む)
 - (4) 連帯保証人に第1号から第3号の変更があった場合
 - (5) 死亡等により連帯保証人の変更が必要になった場合(新たに連帯保証人をたてること)
 - (6) 奨学生の死亡(相続人又は連帯保証人が届けること)
- (返済の免除)

第12条 奨学生が死亡又は心身障害のため返済ができなくなったときは、願い出により学院が審査し、その状況に応じて返済残額の全部又は一部を返済免除することがある。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て決定する。

(庶務)

第14条 この規程に関する庶務は、学生支援センター学生支援グループ及び財務センター財務グループにおいて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 大妻女子大学大学院奨学金内規(昭和48年3月10日大学院委員会決定)は廃止する。
- 3 大妻女子大学大学院奨学金の貸与及び返済等に関する細則(昭和57年9月1日制定)は廃止する。
- 4 大妻女子大学大学院奨学金返済手続きに関する取扱要領(昭和60年3月1日制定)は廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。